



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月15日火曜日 第2588号

◇ 目 次 ◇

指定道路の指定（2件）.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 589
道路の供用開始（県道松山伊予線）.....	（中予地方局管理課）... 589
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 590
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 590

公 告

中型乗用自動車（スクールバス）の購入.....	（会計課）... 590
-------------------------	--------------

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表（2件）.....	（監査事務局）... 591
---------------------------	----------------

選挙管理委員会告示

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の一部改正.....	（選挙管理委員会）... 602
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正.....	（ " " ）... 606

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第841号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年7月15日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成26年7月3日
- 3 指定道路の位置
四国中央市三島中央五丁目字青木1496番13、同1496番14
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.51メートル
 - (2) 幅員 4.05メートル

○愛媛県告示第842号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年7月15日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成26年7月4日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字上秋則690番1の一部、689番1の一部、686番の一部、690番1地先農道、690番1地先水路、686番地先農道及び686番地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 60.25メートル
 - (2) 幅員 5.10メートル

○愛媛県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年7月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山伊予線	松山市古川北二丁目192番16から 同市古川北二丁目192番14まで	平成26年7月15日

○愛媛県告示第844号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 7月15日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第12号 平成26年 7月 3日	伊予郡松前町大字昌農内字土居30番1、31番1、32番1	大阪府堺市中区深阪1035番地2 株式会社くらコーポレーション 代表取締役 田 中 邦 彦

○愛媛県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3745番から 同町山鳥坂3486番まで	平成26年 7月15日
県道	〃	大洲市肱川町山鳥坂1741番から 同町山鳥坂1739番まで	平成26年 7月15日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
中型乗用自動車（スクールバス）の購入
- 購入物品名及び数量
中型乗用自動車（スクールバス） 2台
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- 納入期限
平成27年 3月23日（月）
- 納入場所
愛媛県立新居浜特別支援学校（所在地：新居浜市本郷3丁目1-5）
- 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912-2156
- 入札書の受領期間
電子入札による場合は、平成26年 8月28日（木）の午前9時から同月29日（金）午前9時59分まで
紙入札による場合は、平成26年 8月29日（金）午前9時59分

まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成26年 8月29日(金) 午前10時00分

愛媛県総務部入札室 本館 2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成26年 8月22日(金) 午後 5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Two medium size passenger cars (School bus)

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m. 29 August 2014

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

監 査 公 表

○公表第11号

平成26年 4月30日付けで、豊島正之ほか3名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成26年 7月15日

愛媛県監査委員 岸 新
同 佐伯 満 孝
同 戒能 潤之介
同 徳永 繁 樹

決 定 書

請求人 宇和島市 豊島 正之
同 伊予市 吉野 久雄
同 伊予市 松原 祥雄
同 大洲市 上岡 ひろみ

平成26年 4月30日付けで提出された「住民監査請求申立書」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人らから平成26年 4月30日付けで提出された住民監査請求申立書(以下「請求書」という。)の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

1 宇和島市は、離島航路整備法(昭和27年法律第226号。以下「整備法」という。)に基づき、宇和島～日振島間の航路(以下「本件航路」という。)を営業している盛運汽船株式会社(以下「盛運汽船」という。)に対して、平成25年に補助金6936万2908円を支出しており、このうち3468万1000円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。

2 離島航路とは、本土と離島を連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいうが、盛運汽船の航路には、バス路線がある三浦半島の遊子地区（矢ノ浦、水ヶ浦、津ノ浦）と蔦淵地区（高助、蔦淵、大島、矢ヶ浜）が含まれており、離島といえない部分についての補助は認められない。

また、本航路の利用人数は、遊子地区の場合、宇和島港に年間169人、宇和島港から年間294名、蔦淵地区の場合、宇和島港へ年間1093人、宇和島港から年間1284名と、それぞれあまり利用されておらず、他の人は船舶以外の交通機関を利用しているといえることから、両地区は離島航路の対象から除くべきである。

なお、上島町が運営している魚島～弓削～土生の航路において、弓削～土生間は、補助対象から除かれており、離島航路といえない部分を含めて補助するのは違法である。

3 当該補助金は、盛運汽船の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、盛運汽船の作成した航路損益計算書には、次のとおり、離島航路の維持に必要なでない支出が含まれている。

(1) 船員費について

ア 船員費の中に予備船員費が計上されているが、盛運汽船が運航する船舶のうち「しらさぎ」の運航は1日4時間であり、土・日・祝日は運休しているのであるから、「しらさぎ」の船員が予備船員として待機することが可能であり、別途予備船員費を計上する必要性は認められない。

イ 「しらさぎ」の乗船船員は、法定では3名であるにもかかわらず、5名も乗船している。同規模の船舶について、法令以上の船員を乗船させている会社は多くなく、特に赤字が出ている会社においてはなおさらである。本件航路の場合には、航海中に行う仕事はほとんどなく、接岸する場合に、5名も必要ない。

ウ 会社が巨額の赤字を出して、経営状態が悪いのに、賞与を支出する根拠がない。

エ 船員に手当を支給しているが、これは残業手当しか考えられない。船員については、船長を除いて、航海中の仕事は比較的軽易であること、運行時間が定まっていることや、延べ運航時間が8時間を超える場合が多いことから、変形労働時間制を採用して時間外手当を支出しなくしていいようにしている会社がほとんどであるが、故意に変形労働時間制度を採用していない。船員の週の労働時間が40時間以内であるのに、時間外手当の支給は不必要な支出と言える。

(2) 店費について

ア 必要な事務員・取締役の人数は、切符の販売・事務処理で2名、会計などの処理で2名ぐらいの合計4名で十分であり、これを超える人数は不要である。また、営業社員が多数いるが、航路の維持に営業活動などは不要である。

イ 3名もの取締役は不要で、実際に仕事をしておらず、仮に何らかの仕事をしていたとしても、その仕事は航路の維持に必要なものとはいえず、取締役に対する報酬は不要である。さらに、巨額の赤字が出ているのに、高額な報酬を支払う必要がない。

4 前記2及び3のとおり、盛運汽船が不必要な経費を計上して過大な補助金を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額は欠損金と認められないから、これに対応する補助金は根拠を欠く違法な支出である。国が補助金を支出しているからといって、地方公共団体の職員が職務を怠り、補助金の支出について適正な審査をしないことが許されるのではなく、職員の責任は重い。

5 このため、愛媛県知事に対し、平成25年に県が宇和島市に支出した本件航路分の離島航路整備事業費補助金（以下「本件補助金」という。）3468万1000円の返還を宇和島市又は盛運汽船に求めるよう請求する。

第2 監査の実施

本件請求は、平成26年5月9日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条の規定に定める要件を具備していると認め、同月27日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、自治法第242条第6項の規定により、平成26年6月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成26年6月12日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課（以下「交通対策課」という。）及び愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課（以下「南予局地域政策課」という。）を対象に監査した。

4 関係人調査

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、次のとおり関係人調査を実施した。

(1) 平成26年6月26日に離島航路事業者である盛運汽船に対し、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

(2) 同月30日に海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定に基づき盛運汽船を検査している国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所（以下「宇和島海事事務所」という。）に対し、聴き取り調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係

監査対象機関に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 補助制度の概要について

県補助金は、離島住民の生活交通を維持・確保するため、市町が営む離島航路事業及び市町が行う離島航路整備事業に要する経費に対して、県が予算の範囲内で交付するものである（愛媛県離島航路整備事業費補助金交付要綱（平成18年5月8日制定。以下「県要綱」という。）第1条）。

ア 県補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である（県要綱第3条）。

イ 県補助金の補助対象者（以下「県補助事業者」という。）は、国庫補助対象航路を運航する市町及び同対象航路を運航する離島航路事業者に対して補助事業を行う市町である（県要綱第4条）。

ウ 県補助金の補助対象経費は、民営航路にあっては、補助対象欠損額について市町が補助した額であるが（県要綱第5条第1項第2号）、この補助対象欠損額は、補助対象年度の前年度に国から通知のあった実績欠損額（以下「国通知欠損額」という。）から、整備法第3条に規定する航路補助金について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）第37条の規定に基づき算出された補助金の額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金・離島航路構造改革補助金）運用方針（平成23年8月16日付け国海内第8号-2。以下「運用方針」という。）2(3)の「経営改善目標額」を差し引いた額とされている（県要綱第5条第2項）。この国通知欠損額は、離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号。以下「省令」という。）及び国要綱等の規定に基づいて全国統一の基準で算定され、かつ、その額について、国による監査を通じて確認されたものである。

エ 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内において知事が定める額とされている（県要綱第5条第3項）。

オ 県補助金に係る交付の申請、決定等に関する事項その他県補助金に係る予算の執行に関する知事の権限に属する事務については、知事から地方局長に委任されている（愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）第13条第2項第4号の3イ及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第3条第1項）。

(2) 本件補助金支出の経緯について

ア 平成23年6月30日付けで、関係行政機関及び事業者等で構成する愛媛県地域交通活性化推進会議が国土交通大臣に対し、離島航路確保維持計画認定申請書を提出した。

イ 平成23年9月30日付けで、四国運輸局長から、愛媛県地域交通活性化推進会議に対し、平成24年度の国の航路補助金に係る生活交通ネットワーク計画（離島航路確保維持計画）の認定及び補助額の内定の通知を受けた。

ウ 平成24年11月30日付けで盛運汽船から提出された平成24年9月期の運航期間を対象とした、平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金）交付申請書、航路損益計算書及び添付書類等を受理した。

エ 平成24年10月30日付けで四国運輸局海事振興部長から、平成24年度の国の航路補助金の補助対象事業者に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第1項の規定に基づく実地監査を行う旨の通知を受け、同年12月13日～14日に、盛運汽船の本社事務所において、国土交通省及び四国運輸局の職員は、同社に対して、平成24年9月期を監査対象期間とする監査を実施した。この際、交通対策課及び南予局地域政策課並びに宇和島市の職員は、前記職員らとともに同期間の実績欠損額の算定が適正にされていることを確認した。

オ 平成25年3月13日付けで、四国運輸局長から、平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金）に係る交付決定及び国の航路補助金の額（盛運汽船の監査後実績欠損額：1億8622万4621円、同国庫補助金額：1億1686万1713円）の確定通知を受け、同月28日付けで宇和島市へその旨を通知した。

カ 愛媛県南予地方局長（以下「南予地方局長」という。）は、宇和島市の補正予算が成立したことを確認した上で、平成25年6月28日付けで、宇和島市長に対し、補助金額5833万5000円（うち盛運汽船分3468万1000円）の内示の通知を行った。

キ 平成25年7月2日付けで、宇和島市長から南予地方局長に対して提出された平成25年度離島航路整備事業費補助金交付申請書及び補助金算出根拠等の添付書類の内容を審査したところ、県補助金の補助対象欠損額は、国通知欠損額 1億8622万4621円から、「補助の額」1億1686万1713円（経営改善目標額は0円）を差し引いた6936万2908円となり、宇和島市が、当該補助対象欠損額について全額を補助し、県補助金の額として、当該補助対象経費の2分の1以内の額である3468万1000円を交付申請されていた。

他の航路についても同様に審査し、適正に交付申請されていることを確認したことから、南予地方局長は、平成25年8月13日付けで宇和島市長に対して補助金額5833万5000円（うち盛運汽船分3468万1000円）の交付決定の通知を行った。

ク 宇和島市は、平成25年7月19日、盛運汽船に対して平成25年度離島航路補助金（補助金額6936万2908円）を支出した。そして、宇和島市長は、同年8月16日付けで南予地方局長に対して平成25年度離島航路整備事業実績報告書及び補助金算出根拠等の添付資料を提出した。そこで南予地方局長は、内容審査の結果、適当と認められたことから、同年10月9日付けで宇和島市長に対して補助金額5833万5000円（うち盛運汽船分3468万1000円）の額の確定通知を行った。

ケ 南予地方局長は、平成25年10月15日付けで宇和島市長から南予地方局長に対して提出された平成25年度離島航路整備事業費補助金精算払請求書の内容を審査した結果、適当と認められたことから、同月29日に宇和島市に対して補助金額5833万5000円（うち盛運汽船分3468万1000円）を支出した。

(3) 盛運汽船について

盛運汽船は、海上運送法に基づき国土交通大臣から許可を受けた一般旅客定期航路事業者である。

- ・許可年月日 昭和24年12月1日
- ・海上運送法第3条に基づく航路番号 四国第182号

ア 国土交通省による海上運送法等の規定に基づく検査の状況について

宇和島海事事務所は、盛運汽船に対し、海上運送法第25条及び船員法（昭和22年法律第100号）第107条の規定に基づき、平成23年12月12日に年末年始輸送安全総点検、平成24年 7月 6日に夏季多客期前安全輸送立入点検の立入検査を実施している。

イ 国庫補助対象航路の決定について

- ・国庫補助対象航路の決定は、国が省令第2条の規定に基づいて行っている。
- ・本件補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である（県要綱第3条）。

ウ 平成23年 6月30日付けで愛媛県地域交通活性化推進会議が国要綱第33条第1項の規定に基づき離島航路確保維持計画を国へ提出し、認定を受けている。

エ 上記ウの計画内の離島航路3カ年計画（平成24年度～平成26年度）に、経営改善に関する基本方針の一つである経費削減について、寄港地の集約による効率的な運航計画が盛り込まれている。

オ 上島町が運営している魚島～弓削～土生の航路は、上記同様、国が認定している。

(4) 予備船員について

ア 盛運汽船の3名の予備船員は、毎日運航している高速船「しおかぜ」及び「あさかぜ」の交代要員として配置している。

イ 平成23年10月1日から平成24年 9月30日までの船舶の運航状況

船名	船種	乗組定員	運航回数	就航日数	備考
しらさぎ	貨客船	5人	266回	239日	土日祝休航 1日1便運航
しおかぜ	高速船	3人	867回	290日	23年11月から就航 1日3便運航
あけぼの	高速船	3人	166回	54日	23年11月まで就航 1日3便運航
あさかぜ	高速船	3人	1054回	352日	1日3便運航

ウ 平成24年 8月21日から同年 9月20日までの「しおかぜ」と「あさかぜ」の予備船員3名の乗船状況

船名	船長	機関長	機関士
しおかぜ	9日	12日	10日
あさかぜ	11日	10日	9日
公休日等	11日	9日	12日
計	31日	31日	31日

エ 平成24年 8月21日から同年 9月20日までの予備船員以外の船員の乗船状況

(単位：日)

船舶名	しらさぎ					しおかぜ			あさかぜ		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
航海日数	23.0	22.5	22.5	23.0	23.0	21.0	18.0	20.0	19.0	20.0	21.0
公休日等	8.0	8.5	8.5	8.0	8.0	10.0	13.0	11.0	12.0	11.0	10.0
計	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0

(5) 船員の数について

ア 乗組定員

船名	しらさぎ	あさかぜ	あけぼの
船長	1人(1人)	1人(1人)	1人(1人)
甲板部	2人(0人)	0人(0人)	0人(0人)
機関部	2人(2人)	2人(2人)	2人(2人)
計	5人(3人)	3人(3人)	3人(3人)

()は船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「船舶職員法」という。）等の規定による乗組基準の人数である。

イ 「しらさぎ」の甲板部2名の業務内容

荷物の積込作業、使用機械の整備作業、離岸準備及び作業、荷物の整理、固縛作業、乗船切符の回収、船首・船尾見張り、乗降タラップ設置作業、旅客の乗下船誘導並びに介助、荷物の積降作業

ウ 船舶職員法は、船舶の航行の安全を図るために必要な船舶職員について最低の資格及び員数の最低基準を定めたものであって、この基準を上回る船舶職員を乗り組ませることは差し支えないと解されている。

- エ 船員法第70条の規定で、航海当直その他の船舶の安全を確保するための作業を適切に行うために必要な員数の海員を配置することを求められている。
- オ 盛運汽船は、「しらさぎ」の乗組定員（船長1名、機関長1名、機関士1名、甲板部員2名の計5名）について、平成15年10月9日付けで全日本海員組合と協定を締結している。
- (6) 賞与の支出について
- ア 盛運汽船の賞与は、船員に対しては労働者代表の全日本海員組合との協定書（平成23年4月5日、平成24年4月13日協定締結）に基づき、陸上従業員に対しては就業規則に基づいて、平成23年12月と平成24年7月にそれぞれ支給されている。
- イ 離島航路補助事務提要（平成16年10月国土交通省海事局国内旅客課策定。以下「事務提要」という。）において、船員及び陸上従業員に対する賞与を支給した場合、所定の様式に支給状況を記載し、航路損益計算書に費用として計上するものとされており、事務提要に基づき実施された国の監査において適正と判断されている。
- (7) 船員の手当について
- ア 船員に対して支給されている手当は、残業手当（以下「時間外手当」という。）だけではなく、他に家族手当、職務手当、荷役手当、航海日当、航路手当等がある。
- イ 平成23年10月1日から平成24年9月30日までに船員に支給された手当のうち、時間外手当額が占める割合は16.1%であった。
- ウ 盛運汽船は全日本海員組合と、船員法第64条の2の時間外労働に関し協定を締結し、時間外労働をさせる必要がある具体的事由は次のとおりとしている。
- ・夏期（7月中旬から8月中旬）の輸送需要に対応する時
 - ・臨時便（貸切船）の需要に対応する時
 - ・法定検査及び上架修理期間に代船運航で対応する時
 - ・臨時便（宇和島～百の浦）の需要に対応する時
- (8) 陸上従業員の配置及び業務について
- ア 各従業員の業務内容は次のとおりである。
- ・船舶課（1名）
船舶に関する全般業務、船員の給料・手当・賞与に関する事務全般
 - ・営業課客船業務係（4名）
乗客案内、貨物入荷台帳記入、船舶入港時の網取り、貨物出荷伝票の締め、請求書の書類作成、駐車場管理、電話対応、荷物の受付、集金業務、宿交代業務等
 - ・営業課宿直員（1名）
宿直業務、切符販売、船舶入港時の網取り、駐車場管理等
 - ・営業課企画広報係（1名）
切符販売、駐車場・旅客報告書作成、遊覧企画業務、電話対応等
 - ・経理課（2名）
伝票整理・集計、請求書作成、決算書作成、補助金関係資料作成、各種乗船券の管理、団体旅行等の乗船券発行、役員及び陸上従業員の給料・手当・賞与に関する事務全般
- イ 盛運汽船は元旦を除き毎日運航をしており、公休日である土曜日、日曜日及び祝祭日等においては、交代制で業務を行っている。
- ウ 客船業務係の4名は交代制で勤務しており、基本的に月曜日から金曜日は3名体制、土曜日、日曜日及び祝日は「しらさぎ」が休航のため2名体制としている。
- エ 株式会社えひめ南汽船から受託している同社の切符販売、接岸用務等の業務を行っている。
- (9) 取締役について
- ア 会社法（平成17年法律第86号）第331条第4項において、「取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。」とされている。
- イ 盛運汽船の定款第24条では取締役を6名以内と定めている。
- ウ 盛運汽船の取締役3名の業務は次のとおりである。
- ・代表取締役
経営ビジョンの設定、人事の掌握、運転資金調達、関係機関との対外的な折衝、会社業務執行全般の統括管理、海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）に基づく安全統括管理業務
 - ・取締役海務部長
代表取締役が行う業務執行補助、輸送の安全を確保するための業務の統括管理、海上運送法施行規則に基づく運航管理業務
 - ・取締役総務部長
代表取締役が行う業務執行補助、経理業務（財務諸表及び補助金交付申請に係る資料作成等）の統括管理
- エ 役員報酬は盛運汽船の定款第33条の定めにより、平成23年3月22日の臨時株主総会において月額報酬額が決議されている。なお、同年4月から役員報酬額が5%カットされている。
- オ 国においては、役員報酬額について、不相应に高額である場合、役員の職務内容や収益状況等から見て相当と認められる金額を超

える場合などについては、国庫補助対象と認めず、除外すること（損金不算入）としており、盛運汽船の役員報酬に関しては、損金として認められている。

カ 法人税法（昭和40年法律第34号）第34条第2項の規定において、「内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」とされているが、平成24年11月30日に盛運汽船は報酬額を損金算入とした確定申告書を税務署に提出し、受理されている。

2 結 果

上記事実関係を踏まえ、本件請求の監査結果は次のとおりである。

(1) 離島航路の対象とならない航路が含まれることについて

請求人らは、盛運汽船の航路には、バス路線がある三浦半島の遊子地区及び蔭淵地区（以下「三浦半島地区」という。）が含まれており、離島といえない部分についての補助は認められないと主張している。

本件補助金は、離島航路の維持及び改善を図り、もって離島住民等の生活・生計の安定及び向上に資することを目的とし、その補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路としてしているところであり、国は、省令第2条の規定に基づき、三浦半島地区への寄港を含む本件航路を国庫補助対象航路として決定している。また、国要綱第33条第1項の規定に基づき愛媛県地域交通活性化推進会議が国へ提出した離島航路確保維持計画によると、三浦半島地区の寄港状況（寄港地等の距離、基準航路図、発着時刻表）が含まれており、当該地区も含めて国が計画認定している。

よって、本件補助金について、県要綱上、補助対象にならない航路が含まれているということとはできない。

また、そもそも、国が省令第2条の規定に基づいて行った国庫補助対象航路の決定（本件航路及び弓削～土生航路）の適否については、監査委員が判断すべきものではないが、本件航路については、上記の離島航路確保維持計画に含まれる離島航路3カ年計画（平成24～平成26年度）において、国庫補助航路の経営改善に関する基本方針の一つに、経費の節減のための寄港地の集約による効率的な運航計画が盛り込まれており、具体的には、「三浦半島では路線バスが1日5便運行しており、バスによる代替交通手段があるため、バス路線と連携を図ることとし、三浦半島の寄港地の集約について検討する。」とあることから、三浦半島地区への寄港については、当該計画の認定の際にも国において検討されていると考えられる。

(2) 予備船員について

請求人らは、盛運汽船が運航している「しらさぎ」について、運航時間が1日4時間しかないことを理由に、「しらさぎ」の船員が予備船員を兼ねることが可能であるとして、3名の予備船員に係る費用は不要であると主張している。

予備船員を3名配置しているのは、毎日運航している高速船「しおかぜ」及び「あさかぜ」の交代要員として必要な人員を配置しているものであって、予備船員の乗船状況（1事実関係(4)ウ）を調査した限りでは、不自然な点は見られない。さらに、他の船員においても、3名の予備船員と同程度（1事実関係(4)エ）の勤務日数と公休日であった。

よって、予備船員を3名配置していることが、直ちに違法又は不当な配置であるとはいえず、また、その配置を否定できる事実を確認することはできなかった。

(3) 法令以上の乗船船員の数について

請求人らは、「しらさぎ」の乗船船員について、法定の乗船船員は3名であるのに5名も船員が乗船していることが違法であると主張している。

請求人らの主張は、船舶職員法第18条第1項及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）第5条第1項の規定により、運航のみに必要である海技免状を有する船舶職員の乗船基準は甲板部（船長）1名、機関部（機関長、一等機関士）2名の計3名が基準を満たす人員として必要と定められていることを根拠にしているものと解される。

しかし、1事実関係(5)イのとおり、盛運汽船は、「しらさぎ」の甲板部の作業を勘案し、最低基準よりも良好な条件で船員を乗船させ、運航の安全性等に配慮しているものであって、請求人らが主張する基準より2名多く配置しているものである。

船舶交通の安全性については、宇和島海事事務所による海上運送法の規定に基づく立入検査を通じて確認されており、乗船船員の数の適否は、監査委員が判断すべきものではないが、船舶職員法等による乗組基準が員数の最低基準を定めたものであることからすると、当該基準を超える数の船員を配置したことをもって、直ちに違法又は不当な配置であるということとはできない。

(4) 賞与の支出について

請求人らは、会社が巨額の赤字を出し、経営状態が悪いにもかかわらず、賞与を支出する根拠がないと主張している。

しかし、事務提要においては、船員及び陸上従業員に対して事業者が賞与を支給することが想定されており、国の監査においても、賞与の支給につき、これまで指摘がなく認められている。

また、調査した限りにおいて、請求人らが主張する赤字経営であれば賞与が支給できないという法令の規定も存在しなかった。

よって、請求人らの主張を認めるに足りる証拠がない以上、賞与を支給することが違法又は不当であると判断することはできない。

(5) 時間外手当について

請求人らは、「船員に手当を支給しているが、これは時間外手当しか考えられない」と主張している。

事実関係1(7)アのとおり、船員に支給される手当は、時間外手当だけではなく、他に家族手当、職務手当、荷役手当、航海日当、航路手当等があった。

時間外手当を支給しているのは、1事実関係(7)ウの業務に係るものであり、その手当を支給することに何ら違法又は不当な点は認め

られない。

また、請求人らは、1日8時間を超える労働を認める変形労働時間制度を採用すれば、時間外手当の支給が不要になるのに、故意に採用していないと主張しており、ここでいう変形労働時間制度は、船員法第72条の特例規定（以下「特例」という。）のことを指しているものと解されるところ、盛運汽船の船員14名（予備船員3名を含む。）は、勤務時間として1日8時間の週5日間（1週間40時間）を割り当てられており、その勤務体制は、船員法第60条の規定に適合しているものと考えられる。

よって、盛運汽船においては時間外労働をさせる場合の具体的事由が限定されていることからすると（1事実関係⁽⁷⁾ウ）、恒常的に1日8時間を超える労働が予定されているものではないから、請求人らが主張する特例をあえて適用しなければならない必要性を見出すことができない。

(6) 事務員の人数について

請求人らは、盛運汽船が陸上従業員9名を配置していることに対して、人数が過剰であると主張している。

各従業員の業務内容については1事実関係⁽⁸⁾アのとおりであるが、盛運汽船は元旦を除き毎日運航業務を行っているため、公休日である土曜日、日曜日及び祝祭日等においては、切符販売、接岸業務等を交代（1事実関係⁽⁸⁾ウ）で行っており、毎日9名の陸上従業員が勤務しているわけではなく、陸上従業員の勤務状況及び出勤状況を調査した限りでは、過剰に配置されているものとは認められなかった。

(7) 取締役の業務及び報酬について

請求人らは、3名もの取締役は不要で、高額な報酬を支払う必要はないと主張している。

しかし、会社法第331条第4項において、「取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。」と定められていることから、取締役会設置会社である盛運汽船に最低限の3名の取締役がいることについては、何ら違法又は不当なものとはいえない。

また、請求人らは役員報酬が高額であるとしているが、当該報酬は盛運汽船の定款第33条の定めにより株主総会の決議をもって決定されており、手続については不当な箇所はなく、かつ、1事実関係⁽⁹⁾オ及びカのとおり、役員報酬について、国土交通省及び税務署において不相当に高額であると判断した事実もないことから、請求人らの主張は認められない。

(8) 補助金額の算定及び支出の手続について

本件補助金の補助金額の算定及び支出の手続は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び県要綱等の規定に基づき適正にされており、何ら違法又は不当な点はない。

第4 結論

以上のとおり、請求人らの主張は、結局のところ、いずれも主観的見解又は単なる憶測に基づくものといわざるを得ず、本件補助金の支出については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、知事が宇和島市又は盛運汽船に対し本件補助金3468万1000円を返還請求するよう求める請求人らの請求は理由がない。よって、主文のとおり決定する。

平成26年 7月 4日

愛媛県監査委員	岸	新
同	佐伯	満孝
同	戒能	潤之介
同	徳永	繁樹

○公表第12号

平成26年4月30日付けで、豊島正之ほか3名から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成26年 7月15日

愛媛県監査委員	岸	新
同	佐伯	満孝
同	戒能	潤之介
同	徳永	繁樹

決 定 書

請求人	宇和島市	豊島正之
同	伊予市	吉野久雄
同	伊予市	松原祥雄
同	大洲市	上岡ひろみ

平成26年 4月30日付けで提出された「住民監査請求申立書」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人から平成26年 4月30日付けで提出された住民監査請求申立書（以下「請求書」という。）の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 宇和島市は、離島航路整備法（昭和27年法律第226号。以下「整備法」という。）に基づき、宇和島～九島間の航路を営業している株式会社えひめ南汽船（以下「えひめ南汽船」という。）に対して、平成25年に補助金4730万8107円を支出しており、このうち2365万4000円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。
- 2 当該補助金は、えひめ南汽船の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、えひめ南汽船の作成した航路損益計算書には、次のとおり、 unnecessaryな支出が含まれている。
 - (1) 船舶修繕費を1238万5950円支払っているが、賃借している高速船に係る修理費用であれば、当然貸主の負担である。また、所有する船舶の修理中に借りた船舶の賃借料が不当に高額である。
 - (2) 店費は、1648万1718円が計上されているが、次の理由により、過大な支出である。
 - ア えひめ南汽船は、港の事務所を借りておらず、港の事務所には事務員がいない。港での仕事を除けば、航路事業に係る事務員の仕事はあまりない。よって、会計程度の事務であるから、3人の事務員を雇用する必要はない。
 - イ 1人の事務員がいれば常勤の取締役は不要である。また、10人もの役員は不要である。
 - (3) 法定の乗船船員は2名であるにもかかわらず、4名も乗船している。同規模の船舶について、法令以上の船員を乗船させている会社は多くない。
- 3 前記2のとおり、えひめ南汽船が unnecessaryな経費を計上して過大な補助金を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額は欠損金と認められないから、これに対応する補助金は根拠を欠く違法な支出である。国が補助金を支出しているからといって、地方公共団体の職員が職務を怠り、補助金の支出について適正な審査をしないことが許されるものではなく、職員の責任は重い。
- 4 離島航路に係る補助金は、国が損失額の半分程度を補助し、残りの半分程度を市と県が負担することになっている。国は、業務の態様から多額の補助を要しないものとして、980万9520円を補助しているが、それに比べて宇和島市は、4730万8107円と過大に補助している。
- 5 このため、愛媛県知事に対し、平成25年に県が宇和島市に支出した宇和島～九島航路分の離島航路整備事業費補助金（以下「本件補助金」という。）2365万4000円の返還を宇和島市又はえひめ南汽船に求めるよう請求する。

第2 監査の実施

本件請求は、平成26年 5月9日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条の規定に定める要件を具備していると認め、同月27日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、自治法第242条第6項の規定により、平成26年 6月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成26年 6月12日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課（以下「交通対策課」という。）及び愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課（以下「南予局地域政策課」という。）を対象に監査した。

4 関係人調査

本件請求に関し、自治法第199条第8項の規定に基づき、次のとおり関係人調査を実施した。

- (1) 平成26年 6月26日に離島航路事業者であるえひめ南汽船に対し、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。
- (2) 同月30日に海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定に基づきえひめ南汽船を検査している国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所（以下「宇和島海事事務所」という。）に対し、聴き取り調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係

監査対象機関に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 補助制度の概要について

県補助金は、離島住民の生活交通を維持・確保するため、市町が営む離島航路事業及び市町が行う離島航路整備事業に要する経費に対して、県が予算の範囲内で交付するものである（愛媛県離島航路整備事業費補助金交付要綱（平成18年 5月8日制定。以下「県要綱」という。）第1条）。

ア 県補助金の補助対象航路は、整備法の規定に基づき国庫補助対象航路となった航路である（県要綱第3条）。

- イ 県補助金の補助対象者（以下「県補助事業者」という。）は、国庫補助対象航路を運航する市町及び同対象航路を運航する離島航路事業者に対して補助事業を行う市町である（県要綱第4条）。
- ウ 県補助金の補助対象経費は、民営航路にあっては、補助対象欠損額について市町が補助した額であるが（県要綱第5条第1項第2号）、この補助対象欠損額は、補助対象年度の前年度に国から通知のあった実績欠損額（以下「国通知欠損額」という。）から、整備法第3条に規定する航路補助金について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）第37条の規定に基づき算出された補助金の額及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金・離島航路構造改革補助金）運用方針（平成23年8月16日付け国海内第8号-2）2(3)の「経営改善目標額」を差し引いた額とされている（県要綱第5条第2項）。この国通知欠損額は、離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号。以下「省令」という。）及び国要綱等の規定に基づいて全国統一の基準で算定され、かつ、その額について、国による監査を通じて確認されたものである。
- エ 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内において知事が定める額とされている（県要綱第5条第3項）。
- オ 県補助金に係る交付の申請、決定等に関する事項その他県補助金に係る予算の執行に関する知事の権限に属する事務については、知事から地方局長に委任されている（愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）第13条第2項第4号の3イ及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第3条第1項）。
- (2) 本件補助金支出の経緯について
- ア 平成23年9月30日付けで、四国運輸局長から、関係行政機関及び事業者等で構成する愛媛県地域交通活性化推進会議に対し、平成24年度の国の航路補助金に係る生活交通ネットワーク計画（離島航路確保維持計画）の認定及び補助額の内定の通知を受けた。
- イ 平成24年11月21日付けでえひめ南汽船から提出された平成24年9月期の運航期間を対象とした、平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金）交付申請書、航路損益計算書及び添付書類等を受理した。
- ウ 平成24年10月30日付けで四国運輸局海事振興部長から、平成24年度の国の航路補助金の補助対象事業者に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第1項の規定に基づく実地監査を行う旨の通知を受け、同年12月13日に、えひめ南汽船の本社事務所において、国土交通省及び四国運輸局の職員は、同社に対して、平成24年9月期を監査対象期間とする監査を実施した。この際、交通対策課及び南予局地域政策課並びに宇和島市の職員は、前記職員らとともに同期間の実績欠損額の算定が適正にされていることを確認した。
- エ 平成25年3月13日付けで、四国運輸局長から、平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金）に係る交付決定及び国の航路補助金の額（えひめ南汽船の監査後実績欠損額：5711万7627円、同国庫補助金額：980万9520円）の確定通知を受け、同月28日付けで宇和島市へその旨を通知した。
- オ 愛媛県南予地方局長（以下「南予地方局長」という。）は、宇和島市の補正予算が成立したことを確認した上で、平成25年6月28日付けで、宇和島市長に対し、補助金額5833万5000円（うちえひめ南汽船分2365万4000円）の内示の通知を行った。
- カ 平成25年7月2日付けで、宇和島市長から南予地方局長に対して提出された平成25年度離島航路整備事業費補助金交付申請書及び補助金算出根拠等の添付書類の内容を審査したところ、県補助金の補助対象欠損額は、国通知欠損額 5711万7627円から、「補助の額」980万9520円（経営改善目標額は0円）を差し引いた4730万8107円となり、宇和島市が、当該補助対象欠損額について全額を補助し、県補助金の額として、当該補助対象経費の2分の1以内の額である2365万4000円が交付申請されていた。
- 他の航路についても同様に審査し、適正に交付申請されていることを確認したことから、南予地方局長は、平成25年8月13日付けで宇和島市長に対して補助金額5833万5000円（うちえひめ南汽船分2365万4000円）の交付決定の通知を行った。
- キ 宇和島市は、平成25年7月19日、えひめ南汽船に対して平成25年度離島航路補助金（補助金額4730万8107円）を支出した。そして、宇和島市長は、同年8月16日付けで南予地方局長に対して平成25年度離島航路整備事業実績報告書及び補助金算出根拠等の添付資料を提出した。そこで南予地方局長は、内容審査の結果、適当と認められたことから、同年10月9日付けで宇和島市長に対して補助金額5833万5000円（うちえひめ南汽船分2365万4000円）の額の確定通知を行った。
- ク 南予地方局長は、平成25年10月15日付けで宇和島市長から南予地方局長に対して提出された平成25年度離島航路整備事業費補助金精算払請求書の内容を審査した結果、適当と認められたことから、同月29日に宇和島市に対して補助金額5833万5000円（うちえひめ南汽船分2365万4000円）を支出した。
- (3) えひめ南汽船について
- えひめ南汽船は、海上運送法に基づき国土交通大臣から許可を受けた一般旅客定期航路事業者である。
- ・許可年月日 昭和24年12月1日
 - ・海上運送法第3条に基づく航路番号 四国第185号
 - ・国土交通省による海上運送法等の規定に基づく検査の状況について
- 宇和島海事事務所は、えひめ南汽船に対し、海上運送法第25条及び船員法（昭和22年法律第100号）第107条の規定に基づき、平成23年12月26日に年末年始輸送安全総点検、平成24年6月20日に夏季多客期前安全輸送立入点検の立入検査を実施している。
- (4) 船舶賃借料について
- ア 修理費は、全てえひめ南汽船が所有する「第八くしま」に係るものであった。
- イ 修理費の内訳は、中間検査費用558万8121円、臨時検査費用477万9915円、小修理14万8764円及び特別修繕準備金が186万9150円となっている。

ウ えひめ南汽船は船舶2隻を賃借しており、その状況は以下のとおりである。

船 船 名 (船種)	所 有 者 (所在地)	定員	賃借期間	賃借日数	賃借料	賃借理由
ニューたいゆう (旅客船)	田中輸送有限会社 (八幡浜市)	43人	H24.4.18~4.27	10日	1,890,000円	中間検査時の代船
			H24.8.31~9.9	10日	1,890,000円	臨時検査時の代船
しらすぎ (貨客船)	盛運汽船株式会社 (宇和島市)	80人	H24.4.19~4.26 (4/22除く)	7日	1,837,500円	中間検査時の代船
			H24.9.1~9.8 (9/2除く)	7日	1,837,500円	臨時検査時の代船

エ 「しらすぎ」については、月曜日から金曜日の午後に盛運汽船株式会社（以下「盛運汽船」という。）が日振航路の運航に使用しているため、午前の通勤・通学時に代船として賃借している。

(5) 事務員について

ア 各事務員の業務内容は次のとおりである。

・運航管理者兼安全統括管理者（1名）

常務取締役も兼ねており、経営全般管理、事業計画策定、監査対応、人事管理、会議企画、安全統括管理、運航管理、労働組合対応

・船舶部運航管理補助者（1名）

運航計画・管理、労務管理、船体管理、運航支援設備管理、運航管理補助、営業管理、事故対応、庶務事務

・管理部（1名）

経理事務、会議対応、人事管理、会計、庶務、営業管理補助事務

イ えひめ南汽船の事務員の休日は、日曜日、隔週の土曜日、祝日、年末年始休暇、及び社長が特に定めた日としており、土曜日については、事務員が隔週交代で出勤している。

ウ 整備法の適用を受けるに当たって、えひめ南汽船は平成17年2月9日に国と協議し、管理部門要員（事務員）として役員の兼務とは別に2、3人が必要であると判断していた。

(6) 役員について

ア 常務取締役

常務取締役は事務職を兼務しており、会社経営全般を統括している。業務内容は次のとおりである。

・役員業務

会社全般管理、コンプライアンス対応、監査対応、会議出席、行政対応、事業・運航計画承認、許認可事務、事故対応、労働組合対応

・事務職員業務

会計管理、決算・資金管理、国庫補助航路事務、人事管理、安全統括管理、庶務事務

イ その他の取締役及び監査役の業務実態

平成23年10月～平成24年9月の間に3回の取締役会に出席し、そのほかに平成24年6月には株主総会に出席している。また、監査役については、決算と中間決算の2回の監査業務を行っている。

(7) 船員の数について

ア えひめ南汽船の「第八くしま」の乗組定員は、船長を含む甲板部と機関長を含む機関部を合わせて4名となっているが、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「船舶職員法」という。）等の規定による乗組基準は2名である。

イ 「第八くしま」の乗組定員

乗船パターン		No 1	No 2	No 3	No 4
甲板部	船 長	1	1	1	1
	職 員	1	0	0	1
	部 員	1	2	1	0
機関部	機関長	1	1	1	1
	職 員	0	0	0	0
	部 員	0	0	1	1
合 計		4	4	4	4

ウ 船舶職員法は、船舶の航行の安全を図るために必要な船舶職員について最低の資格及び員数の最低基準を定めたものであって、この基準を上回る船舶職員を乗り組ませることは差し支えないと解されている。

エ 船員法第70条の規定で、航海当直その他の船舶の安全を確保するための作業を適切に行うために必要な員数の海員を配置することを求められている。

オ えひめ南汽船は、国の補助航路実地監査の中で、船員費を減少させるために、船員数を減らすことができるか協議を行ったが、安全運航確保の観点から認められなかった経緯がある。

(8) 国庫補助金との関係について

ア 離島航路の運営に係る補助については、国と地方公共団体との負担割合を定めた法令等の規定は存在しない。

イ 国庫補助金の算出に当たっては、全国の離島航路（国庫補助航路を含む。）の平均的な運賃収入や運航費用を基に、一律の標準賃率及び単価を設定し、それを各航路の輸送量実績の見込等に当てはめて標準的な収支差額（＝補助金額）を算出しているもので、個々の航路事業者の業務の態様に合わせて算定しているものではない。

ウ 国庫補助金においては、実績欠損見込額と上記イの標準的な収支差額（見込）とを比較して、額の低い方が補助金額となる。

エ 本件補助金は、欠損額が全額補填されない場合、離島航路の維持ができなくなることから、県要綱の規定に基づき、実績欠損額から上記ウの国庫補助金の額を差し引いた残額について市町が補助した場合に支出するものである。

2 結果

上記事実関係を踏まえ、本件請求の監査結果は次のとおりである。

(1) 船舶賃借料について

請求人らは、えひめ南汽船が賃借している船の修理費用は所有者が負担するべきであり、また、船舶の賃借料は高額で不当であると主張している。

まず、修理費は、えひめ南汽船が所有する「第八くしま」に係るものであって、賃借している船舶の修理費ではなかった。

次に、船舶の賃借料については、通常使用している「第八くしま」を検査する際、1 事実関係(4)ウのとおり、代船として2隻を同時期に賃借しているものであるが、2隻を賃借したのは、「第八くしま」の定員が375人なのに対し、終日使用可能な「ニューたいゆう」の定員は43人と大幅に少なく、また荷役設備がないことから、同船のみの運航では、離島住民等の生活に支障を来すことになるため、盛運汽船から貨客船「しらすぎ」を賃借し、この2隻で代船役を担っているためである。

よって、本件補助金の目的である離島航路の維持を図り、離島住民等の生活・生計の安定に資する必要があるため、船舶2隻を賃借しているのであって、必ずしも賃借料が不当に高額なものとは認められない。

(2) 事務員の人数について

請求人らは、えひめ南汽船は新内港に事務所を置かず、港での切符販売等の業務については他社に委託しているから、事務員3名は不要であると主張している。

各事務員の業務内容については、1 事実関係(5)アのとおりであるが、関係人調査において、現地で陸上従業員の勤務状況及び出勤状況を確認した限りでは、過剰に配置されているものとは認められなかった。

また、えひめ南汽船は、1 事実関係(5)ウのとおり、国との協議を踏まえ、離島航路補助事業を適切に遂行するため、常務取締役を含む事務員3名の配置が必要と判断しており、その判断に不審な点はない。

(3) 役員報酬について

請求人らは、役員1名は報酬が飛びぬけて多く、事務職員が1名いれば常勤取締役は不要である。また、10名もの役員は不要であるとの主張している。

常勤取締役の業務内容については、1 事実関係(6)アのとおり、会社経営全般を統括していることから、離島航路事業に係る経理の重要な職務を遂行しており、報酬額については職責等を考慮して定款第32条の定めにより株主総会での決議をもって決定されている。

そして、その他の取締役及び監査役の業務実態を調査すると、取締役は、平成23年10月～平成24年9月の間に3回の取締役会に出席し、平成24年6月には株主総会に出席しているほか、監査役については、決算と中間決算の2回の監査業務を行っている。

また、えひめ南汽船は、定款第21条で取締役を9名以内、定款第24条で監査役を2名以内を置くこととしている。

以上のことから、取締役等の設置に係る手続について不当な点はなく、請求人らが主張する10人の役員は不要であるという主張は根拠がない。

(4) 法令以上の乗船船員の数について

請求人らは、「第八くしま」の乗船船員について、法定の乗船船員は2名であるのに4名も船員が乗船していることが違法であると主張している。

請求人らの主張は、船舶職員法第18条第1項及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）第5条第1項の規定により、運航のみに必要である海技免状を有する船舶職員の乗船基準は甲板部（船長）1名、機関部（機関長）1名の計2名が基準を満たす人員として必要と定められていることを根拠にしているものと解される。

しかし、1 事実関係(7)イ～オのとおり、えひめ南汽船は、最低基準よりも良好な条件で船員を乗船させ、運航の安全性等に配慮しているものであって、請求人らが主張する基準より2名多く配置しているものである。

船舶交通の安全性については、宇和島海事事務所による海上運送法の規定に基づく立入検査を通じて確認されており、乗船船員の数の適否は、監査委員が判断すべきものではないが、船舶職員法等による乗組基準が員数の最低基準を定めたものであることからすると、当該基準を超える数の船員を配置したことをもって、直ちに違法又は不当な配置であるということとはできない。

(5) 国庫補助金との関係について

請求人らは、離島航路の場合の補助金は、国が損失額の半分程度を補助し、残りの半分程度を市と県が負担することになっているところを、えひめ南汽船においては、平成24年9月期の国通知欠損額5711万7627円に対し、国庫補助金980万9520円、宇和島市の離島航路補助金4730万8107円の交付を受けており、同市の補助額が過大（国の約5倍）となっているにもかかわらず、その約2分の1の額を県が同市に補助したことが違法であると主張しているものと解される。

しかし、1事実関係⁽⁸⁾アのとおり、離島航路の運営に係る補助については、国と地方公共団体との負担割合を定めた法令等の規定は存在しておらず、かつ、離島航路の補助は、当該離島航路を維持するために、国と地方公共団体とが共同して実績欠損額を補填するものであることからすると、地方公共団体においては国庫補助金と同額までの補助しか認められないとする上記の主張には理由がない。

また、そもそも、自治法第232条の2においては、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができるが、この補助をするに当たっての公益上の必要性に関する判断に当たっては、普通地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解され、当該普通地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解されている（広島高等裁判所平成13年5月29日判決参照）。

そして、離島航路補助事業の法的根拠である整備法の目的規定にもあるように、離島航路の補助は、離島航路事業に関する国の特別の助成措置により、ナショナルミニマムとして、離島住民の生活必需品及び出荷品等を輸送する上で不可欠な交通手段である離島航路の維持・改善を図り、離島住民の生活の安定に資することを目的としており、当該航路の欠損額が全額補填されない場合は、当該航路の維持ができなくなることから、1事実関係⁽⁸⁾ア～エのとおり、実績欠損額と国庫補助金額との差額分を県と宇和島市が全額補助しているものである。

そうすると、本件補助金に係る予算案が県議会で審議された上で可決されたものであることなどに照らし、県が本件補助金は公益上必要であると判断したことについて裁量権の逸脱又は濫用はなく、本件支出が自治法第232条の2に違反した違法なものであるということとはできない。

(6) 補助金額の算定及び支出の手続について

本件補助金の補助金額の算定及び支出の手続は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び県要綱等の規定に基づき適正にされており、何ら違法又は不当な点はない。

第4 結論

以上のとおり、請求人らの主張は、結局のところ、いずれも主観の見解又は単なる憶測に基づくものといわざるを得ず、本件補助金の支出については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、知事が宇和島市又はえひめ南汽船に対し本件補助金2365万4000円を返還請求するよう求める請求人らの請求は理由がない。よって、主文のとおり決定する。

平成26年 7月 4日

愛媛県監査委員	岸	新
同	佐伯	満孝
同	戒能	潤之介
同	徳永	繁樹

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程（平成8年9月選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年 7月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条、様式第9号関係) 少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

その1

少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

提出命令書の日付 及び文書番号	日 付 文書番号	年 月 日 第 号
延長をを求める期間	30日間	
命令があった日	年 月 日	

延長を 求める 理由	<p>(1) <input type="checkbox"/>政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第14条の2の5第1項第1号に該当 (国会議員関係政治団体の代表者又は国会議員関係政治団体が推薦し若しくは支持する公職の候補者に係る選挙の期間中であるため) ア 公職の候補者の氏名 イ 選挙の種類 <input type="checkbox"/>衆議院議員総選挙 <input type="checkbox"/>参議院議員通常選挙 <input type="checkbox"/>その他の選挙 ()</p> <p>(2) <input type="checkbox"/>政治資金規正法施行規則第14条の2の5第1項第2号に該当 (期間を延長することにつき正当な事由があるため) ア 期間を延長しなければならない正当な事由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>
------------------	---

※受付年月日	年 月 日
※備考	

記入上の注意

- 1 のある欄は、該当するの中に \surd 印を付けてください。
- 2 欄が足りない場合は、別紙に記載の上、添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

その2

特別な事情による少額領収書等の写しの提出期間延長申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

提出命令書の日付 及び文書番号	日 付	年 月 日
	文書番号	第 号
延長を求める期間	日間 (31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間)	
命令があった日	年 月 日	

延 長 を 求 め る 理 由	提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため (当該特別な事情)	
	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

※受付年月日	年 月 日
※備 考	

記入上の注意

- 1 当該特別な事情は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間（提出するため必要な最小限度の期間）の根拠も併せて記載してください。
- 2 欄が足りない場合は、別紙に記載の上、添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>様式第9号（第3条関係） 少額領収書等の写しの提出命令書 （表） 省略 （裏） 少額領収書等の写しの提出に当たっての注意事項</p> <table border="1" data-bbox="156 421 762 1467"><tr><td colspan="2" data-bbox="162 427 756 465">省略</td></tr><tr><td data-bbox="162 472 284 667">提出方法等 について</td><td data-bbox="284 472 756 667">省略 (4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に到着する必要がありますので（法第19条の16第6項）、余裕を持って郵送等をしてください。</td></tr><tr><td data-bbox="162 674 284 1422">提出期間の 延長について</td><td data-bbox="284 674 756 1422"><p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を延長するよう求めることができます（法第19条の16第7項）。</p><p><u>提出期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間（30日）及び延長しなければならない正当な事由を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号その1）を提出してください。この命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、この命令があった日から20日以内に、当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間（31日以上60日以内）及び当該特別な事情を記載した特別な事情による少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号その2）を提出してください（法第19条の16第8項）。</u></p><p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します（法第19条の16第9項）。</p></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="162 1429 756 1467">省略</td></tr></table>	省略		提出方法等 について	省略 (4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に 到着する必要 がありますので（法第19条の16第6項）、余裕を持って郵送等をしてください。	提出期間の 延長について	<p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を延長するよう求めることができます（法第19条の16第7項）。</p> <p><u>提出期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間（30日）及び延長しなければならない正当な事由を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号その1）を提出してください。この命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、この命令があった日から20日以内に、当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間（31日以上60日以内）及び当該特別な事情を記載した特別な事情による少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号その2）を提出してください（法第19条の16第8項）。</u></p> <p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します（法第19条の16第9項）。</p>	省略		<p>様式第9号（第3条関係） 少額領収書等の写しの提出命令書 （表） 省略 （裏） 少額領収書等の写しの提出に当たっての注意事項</p> <table border="1" data-bbox="834 421 1441 1467"><tr><td colspan="2" data-bbox="841 427 1441 465">省略</td></tr><tr><td data-bbox="841 472 962 667">提出方法等 について</td><td data-bbox="962 472 1441 667">省略 (4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に到達する必要がありますので（法第19条の16第6項）、余裕を持って郵送等をしてください。</td></tr><tr><td data-bbox="841 674 962 1422">提出期間の 延長について</td><td data-bbox="962 674 1441 1422"><p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を30日間延長するよう求めることができます（法第19条の16第7項）。</p><p>期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由等 _____ を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号 _____）を提出してください _____</p><p>_____（法第19条の16第8項）。</p><p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します（法第19条の16第9項）。</p></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="841 1429 1441 1467">省略</td></tr></table>	省略		提出方法等 について	省略 (4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に 到達する必要 がありますので（法第19条の16第6項）、余裕を持って郵送等をしてください。	提出期間の 延長について	<p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を30日間延長するよう求めることができます（法第19条の16第7項）。</p> <p>期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由等 _____ を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号 _____）を提出してください _____</p> <p>_____（法第19条の16第8項）。</p> <p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します（法第19条の16第9項）。</p>	省略					
省略																					
提出方法等 について	省略 (4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に 到着する必要 がありますので（法第19条の16第6項）、余裕を持って郵送等をしてください。																				
提出期間の 延長について	<p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を延長するよう求めることができます（法第19条の16第7項）。</p> <p><u>提出期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間（30日）及び延長しなければならない正当な事由を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号その1）を提出してください。この命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、この命令があった日から20日以内に、当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間（31日以上60日以内）及び当該特別な事情を記載した特別な事情による少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号その2）を提出してください（法第19条の16第8項）。</u></p> <p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します（法第19条の16第9項）。</p>																				
省略																					
省略																					
提出方法等 について	省略 (4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に 到達する必要 がありますので（法第19条の16第6項）、余裕を持って郵送等をしてください。																				
提出期間の 延長について	<p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を30日間延長するよう求めることができます（法第19条の16第7項）。</p> <p>期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由等 _____ を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書（様式第2号 _____）を提出してください _____</p> <p>_____（法第19条の16第8項）。</p> <p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します（法第19条の16第9項）。</p>																				
省略																					
<p>様式第11号（第3条関係） 国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書</p> <table border="1" data-bbox="156 1554 762 2049"><tr><td colspan="2" data-bbox="162 1561 756 1615">国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書</td></tr><tr><td data-bbox="162 1630 478 1686"></td><td data-bbox="478 1630 756 1686">第 号 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="162 1731 756 1821">様 愛媛県選挙管理委員会 印</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="162 1865 756 1966">年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限内に少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="162 1982 756 2042">省略</td></tr></table>	国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書			第 号 年 月 日	様 愛媛県選挙管理委員会 印		年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限内に少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。		省略		<p>様式第11号（第3条関係） 国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書</p> <table border="1" data-bbox="834 1554 1441 2049"><tr><td colspan="2" data-bbox="841 1561 1441 1615">国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書</td></tr><tr><td data-bbox="841 1630 1157 1686"></td><td data-bbox="1157 1630 1441 1686">第 号 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="841 1731 1441 1821">様 愛媛県選挙管理委員会 印</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="841 1865 1441 1966">年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限までに少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="841 1982 1441 2042">省略</td></tr></table>	国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書			第 号 年 月 日	様 愛媛県選挙管理委員会 印		年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限までに少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。		省略	
国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書																					
	第 号 年 月 日																				
様 愛媛県選挙管理委員会 印																					
年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限内に少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。																					
省略																					
国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書																					
	第 号 年 月 日																				
様 愛媛県選挙管理委員会 印																					
年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限までに少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。																					
省略																					

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年9月選挙管理委員会告示第24号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年 7月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(閱 覧) 第 3 条 省略 2・3 省略 4 前3項の規定に違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、 又は閲覧を禁止することができる。	(閱 覧) 第 3 条 省略 2・3 省略 4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、 又は閲覧を禁止することができる。